

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いに関する整理事項（その3）

◇国への照会状況（3/9国担当者に確認）	
<p>【令和2年2月18日付事務連絡について】</p> <p>喘息持病で、今般の新型コロナ関係で通院が難しい方がいるが、主治医は、前回通院したのが昨年の6月なので、通院しない限り意見書は記入できないと話している。調査はできるが主治医意見書がそろわない場合でも、本事務連絡と同様の取り扱いはできないか。</p>	<p>主治医意見書が入手できない場合について、事務連絡の内容を当てはめることはできない。</p>
<p>【令和2年2月28日付事務連絡について】</p> <p>あらかじめ意見を取り寄せて電話の合議も可能ということだが、実際に電話で合議をすることは難しい。今回の特例として、審査会の時間を短縮するため、例えば審査プロセスのSTEP1（1次判定の修正・確定）とSTEP2（介護の手間にかかる審査判定）について、審査会に対して「STEP1とSTEP2で気になる部分はありますか？」と尋ね、あるケースだけ議論するような対応は可能か。</p>	<p>プロセスを省略することはやめていただいたが、現在の状況を鑑み、審査プロセスを省略しない範囲で工夫して時間を短縮して実施してもらう分には、保険者の判断で行っても構わない。</p>
<p>【令和2年3月5日付事務連絡について】</p> <p>今回の特例延長について、ある保険者では、更新申請を生かして、調査結果は前回のものを入力し、審査会には一覧表を見せて議事録を残し、審査したという形で認定をしようとしていた。しかし、そういう手法は3月5日の事務連絡で否定されるものではないという理解でよいか。</p> <p>また、それでよい場合、当該保険者のシステムには申請区分に「職権」がなく、職権として送信することができない。どのように対応すべきか。</p>	<p>国では、更新の手続きに沿って行うというよりは職権での処理を想定していたが、そうした事務処理について否定するものではない。</p> <p>また、システムで申請区分に職権がない場合は、今回特例で処理したケースが、特例での処理であることがデータ上判別できるようにして送信してもらえればよい。例えば、備考欄があれば特例であることをそこに入力したり、逆にデータを空にして送る等の対応が考えられる。</p>

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いに関する整理事項（その3）

◇国への照会状況（3/9国担当者に確認）

【令和2年3月5日付事務連絡について】

ある保険者では、事務連絡に記載されている

「1」の方法で事務処理を進めていくことを

検討しているが、延長期間を6か月にした場

合、その合算した6か月が終わり、通常の審

査をしたとする。この場合、職権で6か月に

したことで、簡素化の要件の一つである「前

回認定の有効期間が12か月以上である」を

充たさなくなるか。

職権で6か月に合算する前の認定有効期間が

12か月以上であれば、「前回認定の有効期

間が12か月以上である」の要件は満たして

いる。